

令和7年8月10日からの豪雨に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて

1 目的

令和7年8月10日からの豪雨の発生を受けて、建築基準法（以下、法という。）第85条第1項の規定に基づく非常災害区域等の指定を行うことにより、**応急仮設建築物等に対する制限の緩和**などを行うもの。

2 災害発生日 令和7年8月10日 （災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）

3 指定区域 熊本市全域

4 応急仮設建築物等に関する建築基準法の適用の考え方

項目	内容	
法85条による 制限の緩和概要	1 項	・非常災害があった場合に、発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの（非常災害区域等）の内において、次の①～③に該当するものについては、建築基準法令の規定は適用しない。（防火地域は除く） ①災害により破損した建築物の応急の修繕 ②災害発生日から1ヶ月以内に工事着手する地方公共団体等が災害救助のために建築する応急仮設建築物※ ③災害発生日から1ヶ月以内に工事着手する被災者自らが使用するための30㎡以下の応急仮設建築物 ※【災害救助のために建築する応急仮設建築物】 ＝地方公共団体等が災害救助のために建築する応急仮設住宅及びその敷地内の付属施設 など。
	2 項	・災害時に建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途^{※1}に供する応急仮設建築物、工事現場に設ける現場事務所等^{※2}に対して、建築基準法の規定の一部を適用しない。（ただし、防火・準防火地域で50㎡を超えれば法62条（屋根）の規定は受ける） ※1【官公署その他これらに類する公益上必要な用途】 ＝地方公共団体等が建築する仮設の庁舎、学校、倉庫 など ※2【工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物】 ＝被災した家屋の復旧工事のために設けられる一時的な材料置場等 ※工事が完了すれば撤去されるものに限る。下記3項の適用は受けない。
	3 項	上記1項または2項の応急仮設建築物について、工事完了してから3ヶ月を超えて存続させようとする場合は、特定行政庁の許可[※]が必要。（最大2年延長） ※許可申請手数料は無料

法 87 条の 3 による 制限の緩和概要	1 項	・ 非常災害区域等内にある建築物の用途を災害発生日から 1 ヶ月以内に変更して災害救助用建築物[※]として使用する場合、<u>建築基準法令の規定は適用しない。</u>（防火地域は除く） ※【災害救助用建築物】 ＝地方公共団体等が災害救助のために設置する応急仮設住宅及びその敷地内の付属施設 など。
	2 項	・ 災害時に、建築物の用途を変更して公益的建築物[※]として使用する場合、<u>建築基準法令の規定の一部を適用しない。</u> ※【公益的建築物】 ＝地方公共団体等が設置する学校、集会場 など。
	3 項	上記の災害救助用建築物または公益的建築物を用途変更完了から 3 ヶ月を超えて使用する場合は、特定行政庁の許可[※]が必要。（最大 2 年延長） ※許可申請手数料は無料
応急仮設建築物を建築した場合または災害救助用建築物、公益的建築物へ用途変更した場合は、工事完了日または用途変更完了日の分かる届け出の提出をお願いします。		